

# ○岩手県警察装備開発改善委員会設置要綱 の制定について

(昭和63年3月8日  
岩警務発第24号警察本部長)

[沿革] 平成6年11月岩警発第954号、18年3月岩警第328号改正

各 部 長  
各 所 属 長

みだしの装備品開発改善については岩手県警察職員の士気高揚に関する訓令に基づき提案制度や装備品開発改善コンクール等により都度、推進してきたところであるがこれを更に充実・強化を図るため、みだしの委員会を昭和63年4月1日から設置することとしたので要綱の趣旨により装備開発改善に万全を期されたい。

## 岩手県警察装備開発改善委員会設置要綱

### 第1 (目的)

この要綱は、岩手県警察に警察装備開発改善委員会を設置し、その運用に関し必要な事項を定め、もつて警察装備資機材の科学化、近代化を推進し警察運営の総合的發展を期することを目的とする。

### 第2 (委員会の設置)

第1の目的を達成するため、警察本部に「岩手県警察装備開発改善委員会」(以下「本部委員会」という。)を、署に「署装備開発改善委員会(以下「署委員会」という。)を設置し各所属に「開発改善研究員」(以下「開発研究員」という。)を置くものとする。

### 第3 (組織)

本部委員会及び署委員会(以下「委員会」という。)は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 本部委員会は、次に掲げる職にある者をもつて構成する。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務課長
- (3) 委員 別表1に掲げる職

3 署委員会は、次に掲げる職にある者をもつて構成する。

- (1) 委員長 署 長
- (2) 副委員長 副署長又は次長
- (3) 委員 各課長

4 各所属長は、次に掲げる者を開発研究員として指名するものとする。

- (1) 警部補以下の階級にある職員（同相当職を含む。）で警察装備資機材の開発改善に適性を有する者
- (2) 開発研究員の指名は、警察本部にあつては所属ごとに、署にあつては各部門ごとに1名以上指名すること。
- (3) 開発研究員を指名した場合は、別添様式1号により本部委員会に報告すること。

#### 第4 (任務)

委員会は、別表3の警察装備用途別分類に応じた開発改善に努め次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 開発改善のニーズの把握及び調査に関すること。
- (2) 開発改善に必要な装備資機材の選定・研究及び試作
- (3) 職員が試作した装備資機材の評価及び採否に関すること。
- (4) その他

#### 第5 (委員長の職務等)

本部委員長及び署委員長（以下「委員長」という。）は、会務を総括する。

2 委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

#### 第6 (委員会の運営)

会議は必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の内容に応じて必要な委員を招集する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### 第7 (開発研究員の任務)

開発研究員は、日常の警察活動の中で開発改善のニーズの把握に努め、これを委員会に提案するものとする。

2 開発研究員は、職場における開発改善気運の醸成を図るとともに装備資機材の開発研究に心掛け簡易な装備資機材について率先して試作を行うものとする。

#### 第8 (審議結果の処理)

署委員長は、提案事項を審議した結果、警察運営上、効果的と認める事項については本部委員会に提案するものとする。

- 2 本部委員長は、提案事項を審議した結果、警察運営上効果的と認める事項については本部長に報告するとともに警察業務に活用できるよう配意するものとする。

#### 第9 (委員会の事務)

委員会の事務は、本部委員会においては警務部警務課、署委員会においては署警務課においてそれぞれ処理するものとする。

- 2 提案された事項等に関する審議経過については、装備開発改善委員会議事録(別添様式2号)に記録しておくものとする。

#### 第10 (警察装備品開発改善コンクールの実施)

本部委員会は、年1回警察装備品開発改善コンクールを実施するものとする。

- 2 本部委員会は警察装備資機材の研究、開発に特に優れた功績があると認めるときは、岩手県警察表彰に関する訓令(昭和49年岩手県警察本部訓令第9号)第2条の規定にかかわらず当該職員の表彰を上申することができる。

#### 第11 (職員の提案等)

警察職員は、警察装備の開発及び改善について常に研究し、次に掲げる事項に着眼の上、装備開発改善提案書(別添様式3号)により積極的に委員会に報告するように努めなければならない。

- (1) 業務の危険性、不快性を緩和、解消させるもの
- (2) 業務の能率化を促進するもの
- (3) 受傷事故防止を図るもの

#### 第12 (士気高揚専門委員会との連携)

委員会は、岩手県警察職員の士気高揚に関する訓令(昭和54年岩手県警察本部訓令第17号)に規定する委員会と緊密な連絡をとるものとする。

様式は省略する。